

利根川



創刊号

VOL.1

1998 9月号

利根川水系農業水利協議会
群馬県支部情報紙

編集・発行 利根川水系農業水利協議会群馬県支部
〒371-0837 群馬県前橋市箱田町350
027-251-4105

創刊あいさつ

「情報紙・利根川」の創刊にあたり

群馬県支部会長 柳澤 本次

利根川水系農業水利協議会は、昭和37年に設立された利根水系農業水利協議会を発展的に組織の改正を行い新たな組織としての活動が始められました。

本県におきましては関係機関のご指導・ご協力のもとに37会員を擁する群馬県支部が、農業用水の確保や渇水対策などの農業水利に係る諸問題に関する事業活動を行うために設立され、この設立を契機に「情報紙・利根川」の創刊号が誕生する運びとなったことは、感無量なものがありあらためて皆様方のご尽力に対し厚く感謝申し上げます。



さて、利根川水系は、群馬県最北端・新潟県境山岳地帯の大水上山にその源を發し、多数の支流を合流し、その流域面積は約一万六千平方キロメートル、長さは三百二十二キロメートルにおよび、関東平野を貫き千葉県銚子地先で太平洋に注ぐ国内河川最大の大水系であります。

この源流となる奥利根の山々は、利根水源地の碑が山頂に建立されている大水上山を中心に南東方向に藤原山・剣ヶ倉山・平ヶ山、また南西方向には丹後山・越後沢・下川津山・巻機山と標高二千メートル級の山々が連なっています。

このような源流から端を發した利根川は、古くから我々の生活と深く関わり、農業用水、工業用水、飲料水として「産業・生活上」の重要な水資源の供給源となっています。

まさに群馬県は、首都圏を養う水源県の自負と誇りを持って水系全体のリ・デザインを常に心がけることが上流県としての役割ではないかと考えています。

この意味において、当県支部の事業推進活動は、県内は勿論のこと利根川水系に関わる皆様方の期待は大なるものと思われまます。

今後は、地域住民の方々のご理解とご協力のもとに農業利水者の要望等に応えるため日夜努力して行く所存でありますので皆様方のご協力を重ねてお願い申し上げますとともに創刊にあたり、より一層親しまれる「情報紙・利根川」の紙面づくりをお約束いたしまして、あいさつといたします。

利根川水系農業水利協議会 渇水時のアクションプログラム

現在、農業水利協議会本部においては各県支部と調整を図りながら取りまとめをおこなっているところですが、その概要について紹介します。

渇水対策の手順と考え方

目 的

渇水時における農業用水を確保するため、用水の節水と利水者への適正円滑な配水対策を実施するため、節水体制を提案するとともに農業者の節水努力などについて広くアピールします。

渇水対策の検討を開始する時期

利根川上流 8 ダムの貯水量を目安とし、気象庁予報等により当分の間降雨が期待出来ない時に検討を開始します。

節水体制を整える時期

利根川水系 8 ダムの貯水量が、渇水対策の目安となる量を下回ることが予想され、気象庁予報等により当分の間降雨が期待出来ない時に、節水対策の準備を開始します。

平成10年度群馬県支部活動計画

- 1 農業用水確保のための河川の流況、ダムの貯水量、利水状況等水利情報の交換**
【利根川の水源情報の提供】
(会員の皆さんへ、6月18日から提供を始めました。)
- 2 渇水時における農業用水の課題と対応策の検討**
【平常時から不測の事態に備えるべく渇水対応マニュアルを作成】
(9月中に全会員に配布する予定です。)
- 3 水管理及び、施設の維持管理に関する費用負担の合理化等の検討**
【維持管理費及び水利権実態の調査】
(全会員を対象にアンケート調査を実施しますのでご協力をお願いします。)
- 4 水利権更新時などにおける各種調整の円滑化**
【農業水利の再編要望地区の課題や専門的な検討を行うチームの設置】
(9月1日、研究会内にワーキンググループとして設置し、検討をはじめました。)
- 5 農業用水の確保のため、技術力の向上を図る研修会等の開催**
【農業水利関連の技術研修の開催】
(本年度は10月6日(火)に開催します。詳細については後日ご案内します。)
- 6 会員相互の情報交換を行う場づくり**
【定期的な情報紙の発行】(季刊として年4回発行する予定です。)

県営防災水利整備事業 赤城北麓地区

本地区は防災水利整備事業が拡充された湧水対策施設整備事業の創設により今年度採択されました。

湧水対策施設整備事業は、本年度の新規事業として湧水調整の実績がある地区を対象に、湧水時に地区内の水を有効利用するために行う揚水機、送水管等の設置や湧水対策用のファーム Pond 等を設置し、農業者による湧水調整機能を強化するものです。

赤城北麓地区は赤城山の西北麓に展開している広大な波状台地のうち、昭和村及び利根村の一部に誇る標高530m～800mに位置し、昭和35年に県営赤城北麓開拓地改良事業により、かんがい施設が完成しました。しかし、近年の小雨傾向と施設栽培等の営農形態の変化に伴い湧水時に用水不足が生じています。そこで本事業により、調整池を設置し農業用水の安定供給と火災等の災害が生じた場合の応急的な対応を併せ持った施設を実施するものです。

総事業費 1 億 9 千万円（補助金 国50% 県25%）

工期は平成10年度～平成13年度 今年度は実施設計

ト
ピ
ッ
ク
ス

用語解説コーナー

水利権の種類

水利権を分類すると、一般に成立の由来による分類、水利用の目的による分類及び権利の安定性による分類に分けることができます。

成立の由来による分類としては、河川法（昭和39年）の適用以前から存在していた「慣行水利権」と河川法の適用後新たに許可を受けた「許可水利権」とがあります。

河川法においては「慣行水利権」、「許可水利権」との用語はありませんが、水利権は、河川法23条の許可を得ることによって取得する権利です。

「慣行水利権」には以下のとおり3つの場合があります。

旧河川法（明治29年）により許可を受けていた場合。

旧河川法施行規程により許可を受けていたものと見なされていた場合。

河川法（昭和39年）により普通河川が一級河川または準用河川の指定を受けた時点で、指定前に条例などの権限にもとづいて取水していた場合。

（以上は、河川管理者の見解です。）

私たちが「慣行水利権」と言っているのは、多くの場合のことですが、この場合河川法では法律の施行後2年以内に河川管理者に届け出なければならないこととなっています。

会員紹介コーナー

天狗岩堰土地改良区



天狗岩堰土地改良区の歴史は今から約400年前に総社藩主秋元長朝が城の濠用水と耕地造営のためのかんがい用水を兼ねた新堰の開削に着手したのが始まりだと言われています。また、天狗岩用水という名称は、開削工事の時に用水取入口付近に巨岩があり、その巨岩除去に関して天狗の手助けがあったという伝説に由来します。当改良区はかんがい用水の管理を行っており、管理区域は前橋市総社地区より玉村町芝根地区間であります。都市近郊型土地改良区であるため、農地の減少については著しいものがあり、現在の管理面積は約1,170ha、組合員数3,072名であります。

長野堰土地改良区



長野堰は高崎市を受益とする大規模な用水系統であり、幹線水路は高崎市街を貫流し途中の分水堰と幹線水路末端の円筒分水工により市街地を取り巻く受益地に灌漑しています。

この水路は室町時代（永正～大永）に、時の為政者（長野信濃守業政）により開削されたものです。受益地は1,700haに及びましたが現在では、高崎市の市街の拡大に伴って減少しています。戦国時代に開削された水路は以来素堀水路でありましたが、昭和7年頃石積み水路に改修し、その後三期にわたって（昭和28年～昭和54年）改修事業を行いました。現在はコンクリート水路化され、水門は電動化・集中制御化され市街地の水害防止にも貢献しています。農業生産の礎として現在の高崎市発展に多大な貢献をしてきている事はもちろん、豊かな水をたたえる幹線水路沿いの遊歩道は市民に憩いの場を提供し、網の目の様に配置された分水路は地域の環境改善、防火等計り知れない効果をもたらしています。

美野原土地改良区



美野原地区は群馬県の北西部にある中之条町の北西を流れる四万川の東流地域にある中之条町の蓑原成田原の河岸段丘上の約200ha余りの標高平均600mの平坦な台地であります。隣の村々の営農地として耕作されていましたが高地のため用水を欠き、畑のみの地区であり、且つ飲料水も無く住居を構える者もありませんでした。明治中期頃から先覚者により四万川上部から用水を引いて開拓をする計画が企てられ、明治、大正、昭和と長い年月を経て今日の美野原地区の開田が実現しました。しかし、未だ未整備箇所も多く、この度群馬県営事業により導水幹線水路の根本的な整備事業を行っており、これまでに約120年の年月を経て用水路の完全な整備が仕上がるところであります。

現在では、中之条町の中心的な優良農地となり米の生産は勿論野菜栽培、花き栽培、施設園芸等々、近代的農業生産地として発展しております。